

新議会がスタート!



目次

改選後の初議会（臨時会）	2
第3回定例会	2
町議会議員の紹介他	3
総務委員会審査	4
議案ピックアップ	6
審議結果一覧	7
第1回臨時会	8
一般質問	9
議会日誌	14
編集後記	14

令和5年8月27日に選挙が執行され、2名の新議員が誕生し、元職議員7名を含む、9名による新体制がスタートしました。

改選後の初議会／第3回定例会

9月1日開催 改選後の初議会を開催

議長・副議長を選挙

各委員会委員を選任

議員改選後、初めての議会が開かれ、議長・副議長の選挙をはじめ、議会の委員会構成が決まりました。（委員会構成は3頁）
また、監査委員の選任同意がありました。

議長・副議長就任の挨拶

議員改選後の初議会では、議長に桜井真茂議員、副議長に石原利春議員が就任しました。

議長 桜井 真茂

この度、川辺町議会議長を拝命いたしました桜井真茂です。日頃は川辺町行政また議会に対して、格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。今後も引き続き二元代表制の下、行政の政策を監視し、様々な課題を調査検討し、道筋を間違えない様、川辺町の為、町民の皆様の為に頑張る所存です。宜しくお願いいたします。

副議長 石原 利春

この度、改選後の初議会におきまして、議員各位のご推挙により、副議長に就任いたしました。微力ではありますが議長を補佐し、議会が公平、公正に、そして円滑に運営されるよう努めてまいります。また行政と連携を図りながら、川辺町の皆様の安心・安全を守るよう住みよい町を目指します。

会期日程 9月11日～9月21日 第3回定例会

全6会計の決算を認定

令和5年第3回定例会が、9月11日から21日の会期で開催されました。令和5年度各会計の補正予算案件、令和4年度決算認定案件などを可決、認定したほか、川辺町教育委員会委員の任命の同意等が行われました。

歳出総額91億円／4年度決算を認定

令和4年度の一般会計及び各特別会計等の決算は、総務委員会に付託され、9月11日から4日間の日程で審査が行われました。

審査した会計は、一般会計を含め6会計で、町長をはじめ担当課長等の出席を求め、説明・質疑応答を行い、必要書類の提出などを求めました。

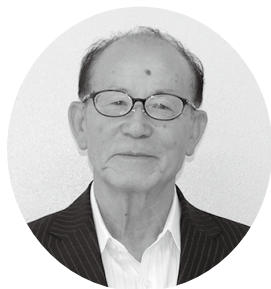
9月14日には、討論・採決を行い、審査に付託された全ての会計決算について、全会一致で認定すべきものと決定しました。（委員会での質疑応答は4頁）

令和4年度各会計決算（千円以下四捨五入）

一般会計		国民健康保険事業	
歳入	58億9,878万円	歳入	10億1,779万円
歳出	56億 939万円	歳出	10億 317万円
後期高齢者医療		介護保険	
歳入	1億7,163万円	歳入	9億4,196万円
歳出	1億6,783万円	歳出	9億3,119万円
水道事業※1			
収益的収支		収入	2億8,534万円
		支出	2億6,124万円
資本的収支		収入	2億1,798万円
		支出	2億8,149万円
下水道事業※2			
収益的収支		収入	4億8,042万円
		支出	4億7,725万円
資本的収支		収入	2億 60万円
		支出	3億7,199万円

※1、2 資本的収支の不足額は、留保資金と当年度分消費税資本的収支調整額で補てんしました。

新体制町議会議員の紹介



議席 1 いど みかね
井戸 三兼 3期目



議席 2 ひらおか まさお
平岡 正男 3期目



議席 3 おくだ てつや
奥田 哲也 1期目



議席 4 さくらい もとしげ
桜井 真茂 7期目



議席 5 さえき ゆうこう
佐伯 雄幸 5期目



議席 6 さえき しゅん
佐伯 瞬 1期目



議席 7 いちはら たかお
市原 敬夫 2期目



議席 8 いしはら としはる
石原 利春 2期目



議席 9 さくらい よしお
桜井 芳男 3期目

委員会の構成

総務委員会

委員長 佐伯 雄幸
副委員長 佐伯 瞬
委員 井戸 三兼
平岡 正男
奥田 哲也
桜井 真茂
市原 敬夫
石原 利春
桜井 芳男

議会運営委員会

委員長 市原 敬夫
副委員長 奥田 哲也
委員 井戸 三兼
平岡 正男

議会報編集委員会

委員長 佐伯 雄幸
副委員長 市原 敬夫
委員 佐伯 瞬





総務委員会審査

9月定例会に提案された23件の議案は、総務委員会に付託され、9月11日から4日間の日程で審査が行われました。

委員会に付託された議案について、各課から説明を受け、質疑応答を行い、必要書類の提出を求め審査を進めました。審査に当たっては、延べ152件余りの質疑応答が行われ、9月14日に討論・採決を行った結果、審査に付された全ての議案について全会一致で可決、認定すべきものと決定しました。

審査における質疑応答の主なものは次のとおりです。

Q 川辺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

A 厚生労働大臣から内閣総理大臣に変更ということは所管が変わったのか伺います。

A 所管が厚生労働省から子ども家庭庁に変更となりました。

令和5年度一般会計補正予算について

Q 駅西地区整備の事業目的を教えてください。また、地元との話し合いは密に行っているか伺います。

A 駅西地区整備の目的は、定住促進、駅利用者の利便性の向上、周辺道路の整備、駅西側の地域資源と駅東側観光資源の回遊性の向上です。昨年度に、整備に係る土地所有者の皆様と地区役員の皆様を対象とした説明会を開催しました。

Q 跨線橋工事について、JRとの費用負担はどうなっているか伺います。

A 令和6年に設計協議、調査協定の締結の予定であり、そこで決定する予定です。



駅西の現地説明

Q 带状疱疹ワクチンは二分の一の補助なのか伺います。

A ご質問のとおり、二分の一補助です。

Q 商店街共同施設設置事業補助金は、街路灯の補助とこのことであるが、補助率はどれだけか。また、何基を予定しているのか伺います。

A 補助率は5分の4です。商店街にある既設街路灯の付け替えで、30基を予定しています。

Q 全日本中学選手権競漕大会は来年開催するのか。また、開催費用は町が負担するのか伺います。

A 令和6年7月に川辺町で開催する予定です。財源については、日本ローイング協会が申請手続きを行うスポーツ振興くじ助成の活用を検討しています。



令和4年度決算認定について

Q 小学校建設基金は予定どおり積み立てできているか伺います。

A 毎年2億円の積み立てを目標としています。今のところ計画どおりの積み立てができています。

Q 農業集落排水事業を公共下水道につなぐ計画があったと思いますが、いつ接続する予定か伺います。

A 今年度設計中であり、令和6年から7年にかけて施工し、令和8年に接続予定です。

Q 昨年山楠配水場付近の大規模な水道の漏水がありました。復旧工事後漏水の状況はいかがか伺います。

A 昨年は大規模な漏水が発見され、有収率は80%を切る状況でありましたが、漏水工事後は有収率もどおり、令和5年度は例年の水準となる見込みです。今後も漏水調査を定期的にを行い、有収率の向上に努めます。

Q 軽登山ブームで来町者が増えているようですが、経済効果はどれくらいあるか伺います。

A 登山地図GPSアプリ「ヤママップ」を登録している方1万5千人が登山に訪れています。ただし、ヤママップを活用していない方も登山をされたため、この約3倍の方が訪れていると想定されます。なお、経済効果として正確な金額はわかりませんが、一定の

効果はあると考えており、今後も情報発信に努めていきます。

Q 登山客がどこから訪れているか把握はしていますか。また、県内以外のPRは何か検討しているか伺います。

A 登山客の5割は岐阜県、4割が愛知県、1割がその他です。県内メディア以外にもアプローチしており、県外への情報発信にも努めています。



遠見山からの眺望

Q 出産育児奨励金の県分10万円の申請は町分とは別に行う必要があるのか伺います。

A 県の事業は令和5年度からの事業ですが、2度手間にならないよう、町の奨励金に合わせてワンストップ型で窓口で申請を2枚だしていただくこととしています。

Q 子宮頸がんワクチンの接種が0件とありますが、周知はどのように行っているのか伺います。

A 対象者には全員案内文書を送付しています。副作用等のこともあり、接種をためらっているのかと推測します。周知については、学校の授業等でも行っているところです。

Q 福祉バスについて、使い勝手が悪いという意見を聞きます。何か改善等の計画はあるのか伺います。

A バス停の利用状況などを勘案し、都度見直しは行っています。今後は、費用も勘案し、今の運行をカスタマイズして、民間も視野に検討しています。

Q 太陽光発電について、景観に対する規制等はする考えはあるか伺います。

A 現在景観に関する規制はありません。また、規制する予定もありません。ただし、法規制により、地域活用要件や廃棄費用の積み立てなどが必要となり、現在川辺町では、農地を利用した野立ての太陽光発電の申請はない状況です。

Q グランドでの古くぎによる事故の報道があったが、川辺町ではどう対応しているのか伺います。

A 事故の報道後、国からの通知が来る前に独自に点検を行いました。現在は適宜スクールガード等が点検をしています。

Q 子どもの携帯電話の保有率、使用状況等把握しているか伺います。

A 今数値は持ち合わせていませんが、全国的には中学生で7割から8割の保有率といわれています。学校への持ち込みは禁止しています。携帯電話には光と影の部分があると考えており、色々な機能がある反面、有害な部分もあります。学校では情報モラルに関する授業で使用方法の教育を行っています。



携帯学習

議案ピックアップ

定例会及び臨時会で審議された案件の中から、人事案件3件、条例案件1件、各会計補正予算をピックアップして詳しく説明します。



PICK UP 1 人事案件

監査委員※

議員の内から選任する監査委員に、新たに井戸 三兼氏を全会一致で同意しました。

教育委員会委員

委員の任期満了により、中川辺在住の岩井 孝典氏を任命することに全会一致で同意しました。

人権擁護委員

委員の任期満了により、中川辺在住の佐藤 雅彦氏を適任として答申することに全会一致で決定しました。

PICK UP 2 条例案件

川辺町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、町条例の一部を改正しました。改正点は、職員の身分の取り扱いに関する規定の条数が変わったことから引用している規定を改正したと「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」の名称が「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に変更となったことによる改正となります。

PICK UP 3 各会計補正予算

一般会計ほか特別会計、企業会計では、令和5年度決算に伴う事業費の精算と追加の財政需要に対する予算の補正が行われました。

令和5年度 一般会計補正予算(第3号)の主な内容

◆歳出

- ・人件費(233万1千円)
- ・子ども子育て支援事業計画策定業務(234万7千円)
- ・広域入所保育委託料(478万4千円)
- ・商店街共同施設設置事業補助金(131万円)
- ・町道維持管理工事設計委託料(170万円)
- ・町道新設改良工事(▲482万7千円)
- ・下水道事業負担金(▲168万9千円)
- ・下水道事業補助金(311万7千円) など

◆歳入

- ・社会資本整備総合交付金(国)(▲462万5千円)
- ・防災安全交付金(国)(▲276万4千円)
- ・町道新設改良事業(町債)(▲740万円)
- ・介護保険特別会計繰入金(831万1千円)

その他特別会計及び 企業会計補正状況

会計名		補正額
国民健康保険		10,783千円
後期高齢者医療		4,268千円
介護保険		13,317千円
水道事業	収益的支出	6,500千円
	資本的収入	224千円
	資本的支出	222千円
下水道事業	収益的収入	2,219千円
	収益的支出	2,472千円
	資本的収入	3,792千円

こんなことが決まりました。

令和5年9月定例会審議結果

件 名	採決状況 (賛成：反対)	結果
令和4年度決算に係る健全化判断比率について	報告のみ	
令和4年度決算に係る資金不足比率について	報告のみ	
川辺町教育委員会委員の任命について同意を求める件	賛成9：反対0	同意
人権擁護委員の候補者の推薦について	賛成9：反対0	適任
町道関街道線歩道設置工事請負契約の締結について	賛成9：反対0	可決
美濃加茂市と加茂郡川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について	賛成9：反対0	可決
可児市と加茂郡川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について	賛成9：反対0	可決
加茂郡坂祝町と加茂郡川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について	賛成9：反対0	可決
加茂郡富加町と加茂郡川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について	賛成9：反対0	可決
加茂郡川辺町と加茂郡七宗町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について	賛成9：反対0	可決
加茂郡川辺町と加茂郡八百津町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について	賛成9：反対0	可決
加茂郡川辺町と加茂郡白川町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について	賛成9：反対0	可決
加茂郡川辺町と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について	賛成9：反対0	可決
加茂郡川辺町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について	賛成9：反対0	可決
川辺町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	賛成9：反対0	可決
川辺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	賛成9：反対0	可決
令和5年度川辺町一般会計補正予算(第3号)	賛成9：反対0	可決
令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	賛成9：反対0	可決
令和5年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	賛成9：反対0	可決
令和5年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第2号)	賛成9：反対0	可決
令和5年度川辺町水道事業会計補正予算(第2号)	賛成9：反対0	可決
令和5年度川辺町下水道事業会計補正予算(第2号)	賛成9：反対0	可決

令和5年9月定例会審議結果(つづき)

件 名	採決状況 (賛成：反対)	結果
令和4年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について	賛成 9：反対 0	認定
令和4年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	賛成 9：反対 0	認定
令和4年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	賛成 9：反対 0	認定
令和4年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	賛成 9：反対 0	認定
令和4年度川辺町水道事業会計決算認定について	賛成 9：反対 0	認定
令和4年度川辺町下水道事業会計決算認定について	賛成 9：反対 0	認定

7月27日(木)に臨時議会を開催しました。
議題は1件で、川辺町社会福祉協議会への
3千万円の補助についてで、3千万円の補助を
附帯決議を付して可決しました。



附帯決議の内容

1. 今回の助成は町からの税金の投入であり、また、川辺町の福祉行政の低下を回避することを目的とすることを十分思慮して執行すること。
2. 当該社会福祉協議会は評議会、理事会等組織がありながら機能していなかったことに留意して執行し、常日頃注視し助言を行う等コミュニケーションの強化を図ること。
3. 当該社会福祉協議会の定員管理について、部門ごとの人員の配置を精査し、適正な人員配置に努めること。また、給与体系についても、役場、近隣の社会福祉協議会などを参考に、適正な管理を実施すること。
4. 経営が軌道に至るまで、町執行部を通して経過報告を議会へ提出すること。
5. 当該社会福祉協議会の過去の事業運営の問題点を洗い出し、課題を整理し、今後の健全な経営に資すること。

川辺町議会としては、社会福祉協議会からの定期的な経過報告により、経営改善の取り組みを見守っていきます。

？「附帯決議」とは

議案を議決するにあたって、議会の希望意見として付すものをいいます。
法律的な拘束力はないが、政治的に尊重されるべきものとされています。

第1回 臨時議会を開催



今聞きたいこんなこと

一般質問

全文は町HPをご覧ください



「一般質問」とは？

皆さんの生活に関わる大切な内容について、町議会議員が町政に関わる全てのことを問いただし、執行部の公式見解を引き出すことができる機会であり、住民からの重大な関心と期待をもたれる議員活動の1つです。

質問事項一覧

※質問順に掲載

5人の議員が質問、7人が傍聴しました。

質問番号	議員名	内 容
1	櫻井 芳男 議員	社会福祉協議会について
2		福島地区企業進出について
3		小学校統合について
4		文化財保護について
5	佐伯 雄幸 議員	学校給食について
6	市原 敬夫 議員	少子化における福祉政策について
7	井戸 三兼 議員	災害時避難所について
8		福島地区への企業進出について
9	桜井 真茂 議員	福島地内5万坪企業誘致について

A

1点目について、社協では8月21日に臨時の理事会を開き、経営改善事業の補正予算を決定し、9月6日からハローワークで事務局長と会計責任者を公募しております。経営悪化の要因のひとつ「組織体制の確立」は、コンサルタントからも指摘されており、改善の項目の中でも優先順位が高く、町とし

が、貴重な財源を提供しましたが、この理由から議会は認めましたが、このまま看過することはできません。また、立て直しと同時に並行でこのような事態になった原因究明は当然の仕儀です。原因究明、責任所在の明確化は今後の社協の将来の在り方を決定づけるものです。先の2点を併せてこの点についても見解をお尋ねします。

② 社協の刷新を計る旨の答弁があったが、一向にその兆しが見えませんが、立て直しをする意思が社協にあるのか。

① 支援額の内、経理専門担当者の人件費がありました。公募が遅々として進んでいない点。

川辺町社会福祉協議会（以下「社協」）から議会、町長宛に要望書の提出がありました。臨時議会を開き、3,000万円の補助を附帯決議を付して可決しました。緊急性と社協の存続が川辺町の福祉に不可欠と認めたものです。ところが、9月4日に開かれた議会行政連絡会議では進捗状況は芳しくない印象を受けました。

Q

一般質問

櫻井芳男 議員

社会福祉協議会について

健康福祉課長

できる限りの助言・支援を行っていきます。

でも人材確保についてできる限りの助言、支援を行ってまいります。

2点目について、経営改善の中で示された組織図では、改善前と後で大きく異なっています。改善前は、理事会の下に常務理事、その下に事務局長がおかれ、その他の職員は全員横並びで、80人を超える組織としては、命令系統、報告連絡体制が適切ではありませんでした。改善後は、事務局長の下に次長、その下に各事業ごとの課長職を、さらにその下に事業を担当する職員が置かれています。また、事務局長、次長、課長、担当職員それぞれの職務内容、上司・部下、責任範囲などが明確化されました。ご質問の中で「一向にその兆しが見えませんが」とあります。これにつきましては、経営改善は介護事業を中心に前向きに進められており、4月から8月の収入実績ベースで対前年比約160万円の増収、支出実績では約2,640万円の削減となり、令和6年3月末までの資金ショートは回避される見込みです。しかし、歳出削減の大半は、職員の見込みです。しかし、歳出削減による効果であるため楽観視はできません。

なお、補正予算の附帯決議の「議会への経過報告については、必要に応じ、社協の職員から議会にご説明してまいりたいと考えております。

また、「このような事態になった原因究明、責任の所在の明確化」につきましては、今後の経営改善を進めるにあたり、必要不可欠であると考えます。原因を明確にすることにより、再発防止策ができますので、町としても社協と協議し、原因究明の手法につきましては検討させていただきたいと思っております。

一般質問 2

櫻井芳男
議員

福島地区企業進出について

参事

町としての役割を果たしていきます。

Q

福島地区及び美濃加茂市下米田地区の企業進出について、地権者の方達からお聞きしたところではないになったら具体的な動きになるのか疑心暗鬼のようです。この大きなプロジェクトはそもそも町が誘致を進めていないものと認識しておりましたが、町がかなり関わっているように見えます。企業が川辺町に来てくれれば大変喜ばしい事には違いありませんが、町としての姿勢が地権者の皆さんに不信を与えていると思えます。今後町として、これまでの対応を反省し今後の展開の姿勢を明確にすべきと考えますが、見解をお聞きます。

A

結論から申し上げますと推進主体は事業者です。ただし、県計画の相談窓口として県はもちろんのこと県内各市町村では、地域未来投資促進法に基づき進出希望事業者窓口を開いています。また、本町で現在進められている案件は、進出エリアが農振農用地であるため、本法律の特例を活用する事業となり、今後、地権者の合意を得た段階で、町において「土地利用調整計画」を関係団体等と調整を図り作成する必要があります。また、町内への企業進出は、川辺町第5次総合計画、第2期川辺町

まち・ひと・しごと創生総合戦略においても進出希望企業に対し支援することを明記しています。このため、第2回地権者説明会以降、町としての考え方、つまり、企業進出に伴う雇用の確保、人口増加、税収の確保など様々なメリットがあることをお話させていただいています。

地権者の皆さんに不信感を与えているということにつきましては、今後は、誤解の無いように対応させていただきまします。なお、地権者説明会では、地権者の皆さんの合意が得られなければこの事業は白紙撤回となること、仮に合意となっても事業者が作成する「地域経済牽引事業計画」が承認されなければ事業は断念せざるを得ないことを不動産業者や町の方でもお話ししておりますので、この点につきましても改めてご理解を賜りたいと思います。

いずれにいたしましても、事業主体は事業者であり、法律に基づき町は町としての役割を果たしていくこととなりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

Q

一般質問 3

櫻井芳男
議員

小学校統合について

教育長

課題解消に取り組んでいきます。

① 最近、町民の方からよく聞かれるのが小学校統合、小中一貫校の計画はどうなっているのかということですが、そこで以下の2点について質問します。

② 2030年に完成できるのか。

地方自治体の責務は大きく言って二つあると考えます。一つは社会福祉の充実、もう一つは義務教育の充実と考えます。この重要な義務教育の問題が町民の中で話題となっていない現状は危機感を感じます。義務教育の充実を図り、安心して子育てができる、そして個々の子どもたちの個性を伸ばせる学校をつくり、川辺町に住みたいと思える環境を整えるべきではないでしょうか。

このような視点で小学校統合、小中一貫校を実現すべく改めて進捗状況と将来に禍根を残さない学校創りに向かう展望があるのかお聞かせ下さい。

A

小学校の再編・統合につきまして、平成29年度末に、小学校将来構想策定委員会からの提言を受け、教育委員会や小学校再編計画策定委員

会等で検討を重ね、3つの小学校を統合し、現在の中学校敷地内に建設することとする再編計画の策定、概算事業費の算出等を行いました。

1点目について、コロナ禍の影響もあり、一定期間、町民の皆様に対する説明会が開催できない状況が続きましたが、令和3年度より各地区で説明会を開催して参りました。説明会においては様々なご意見・ご要望をいただきました。主な課題として、①運動場が狭いのではないか。②体育館は一つ大丈夫か。③通学の安全は大丈夫か。④小学1年生から中学3年生までが同じ場所で生活することへの心配。⑤早く小中一貫教育を始めて欲しい。⑥複式学級になる前に統合して欲しい。⑦スクールバスの運行を丁寧に検討して欲しい。⑧中学校校舎の建替え時期との整合性は取れているのか。等々です。

2点目について、令和5年度に入り、これらの課題解消に取り組んでおります。中には物理的に困難な課題もありますが、工夫をすることでできる限り解消し、改めて議会の皆様を含め町民の皆様にお示しできればと考えております。

4 一般質問

櫻井芳男
議員

文化財保護について

生涯学習課長

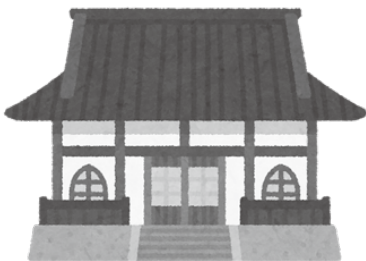
文化財の保存に加え活用にも努めます。

Q 川辺町に多数の文化財が存在していると思います。これまでどのように管理、保全を実施しているのか。時々、文化財の標柱を目にしますが、木製の物は傷みかけている物も見かけます。また、今後、新たな文化財の登録をどのように実施されるのか、川辺町の文化財保護等方針を併せて伺います。

A 川辺町で現在指定している文化財は、建造物や美術工芸品等の有形文化財が27件、史跡や名勝・植物の記念物が21件、無形民俗文化財が2件、合わせて50件です。指定している町指定文化財の多くは、個人または地区などの団体所有のものが多く、それぞれで管理・保全をしていただいています。

川辺町としては、この文化財に係る保全行為（保全行為とは文化財の剥落、腐食防除等の修理、環境整備等の管理や保存復旧）に対しておこなった費用の2分の1の額を補助しています。また、町指定文化財であることを示す標柱に関しては、現在、木製の物が多く腐食が進んでいるものもあるため順

次、アルミ製の標柱に更新を行っています。今後の新たな町指定文化財の候補については、今のところはありませんが、町指定文化財の中で特に文化価値の高いものについては、町文化財保護審議会へ諮問し、県指定文化財への申請も検討していきたいと考えています。加えて、文化財については保存するのみではなく、その活用についても課題であり、町指定文化財や天然記念物を巡るコースを設定した「めぐるツアー」も継続して実施しながら、町の歴史や町指定文化財への理解を深めていただけるよう努めてまいります。



5 一般質問

佐伯雄幸
議員

学校給食について

教育支援課長

常に危機意識を持って業務にあたります。

Q 学校給食を提供する運営会社が事業停止状態に陥っているとの報道がありました。この会社は広島に本社を置き、九州から東北まで約150施設の食事提供をしており、その半数で食事の提供を取りやめているとのこと。理由としては物価、人件費の高騰などにより経営が行き詰ったことが主な原因と報道されています。

川辺町でも東京に本社を置く給食調理業務の会社と委託契約をしています。そこで次の2点について伺います。

①川辺町が委託契約している、給食調理業務の会社の経営状況はどうなのか。

②委託業者が、突然、事業停止状態になった場合には、町として、どのように対応するのか。

A 学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた食事を提供することにより、健康の増進、身体の発達を図っており、また食に関する指導を効果的に進めるための教材でもあります。

1点目について、現在、川辺町では学校給食とこども園の調理業務を

外部委託しており、この会社とは、令和4年度から令和8年度までの長期継続契約をしています。この会社は、全国でも多くの実績がある会社であり、現在の経営状況に、特段の問題はないと認識しています。

2点目について、数日間是非常用の給食が給食センター、各学校等に備蓄されていますので、それを使用することは可能です。ただし、長期間に渡る場合は、弁当の持参となりますが、主食や牛乳などの対応が可能です。保護者の方のご負担を少しでも軽くするように対応したいと思っています。このような緊急的な措置を講じている間に、停止状態になった原因や状況によって、新たな委託業者との契約等の対策を実施したいと思っています。

給食は、子どもたちにとって欠かせないものです。そのため、非常時の対応を想定しておくことや、委託業者の経営状況を把握しておくことは重要なことであると認識しております。本町としても非常時に対応できるように、常に危機意識を持って業務にあたりたいと思いますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

6

一般質問

市原敬夫
議員

少子化における福祉政策について

教育支援課長

安心して出産、子育てができるよう必要な支援を実施していきたい

Q 核家族化が進み、若いご夫婦が初めて出産をするには、大きな不安もあり、行政のきめ細かい支援が大切です。少子化を防ぐためにも、安心して出産、子育てができる環境は、非常に重要であると考えます。

町では、出産や子育てについて、関係課を中心に、様々な施策を講じていると思いますが、支援の実態と課題、今後の取り組みについて、次の4点について伺います。

①産前、産後の母親等へのケアの実態について
②育児相談や、母親の交流の場の現状について
③育児過程における育児放棄や虐待等の現状と対策について
④今後の少子化への取り組みについて

A 少子化の進行が、地域社会や社会経済へ多大な影響を及ぼしていることは、国や自治体の大きな課題であります。その中でも、出産や子育てに関する支援は非常に重要であります。

1点目について、産前産後の母親へ次のような支援を実施しています。
①産後つつの軽減や予防から、助産師による訪問型と宿泊型の産後ケア。
②妊娠と出産後の経済的な支援と、アンケート調査で母子の困り感を把握し、切れ目のない伴走型相談支援を実施。
③妊婦健診補助券と産婦検診補助券の発行。

④出生児の訪問事業で、発育発達の確認をし、産後の母親の心身等の支援など。

2点目について、保健師や保育教諭等による、「ぶらっと相談窓口」や、乳幼児健康診査、随時相談機会を設けて相談対応などをしていきます。母親を中心とした交流の場として、0歳から3歳児の家庭教育学級の開催、おそろ教室の保護者同士が交流できる場の提供、子育て支援センターでの育児相談を交えた交流、妊婦とその家族などの支援者を対象にした妊婦学級も実施しています。

3点目について、町の要保護児童等の進行管理ケースは、8月末時点で、入所1人、要保護5人、要支援12人、要見守8人です。これらは、保護者が問題を抱えているケースが多く見られます。虐待通告などがあつた場合、保護者への指導や一時保護を実施するだけでは解決せず、関係機関と連携しながら長期的に関わっていくことが多数あります。対策として、子ども相談センター、社会福祉協議会、学校等の関係機関との情報連携を行い、子どもたちの安全を守るように努めております。

4点目について、町子ども子育て支援事業計画の基本理念「すべての子どもが、良質な養育・保育・教育により、健やかに育つまち川辺」に基づき、関係機関同士の連携を強化し、児童福祉法の改正により来年度設置予定の「こども家庭センター」で新たな取り組みを実施して行きたいと考えています。安心して出産、子育てができる環境は非常に重要であります。これを踏まえまして、必要な支援を実施していきたいと思

7

一般質問

井戸三兼
議員

災害時避難所について

総務課長

指定避難所として適とを考えています。災害時応援協定については、一層の拡充を図ります。

Q 今年暑く夏でした。真夏日より猛暑日が続くことが当たり前となり、地球全体が暑く、それに伴い雨も常識を超えた降り方が多くなりました。川辺町は大きな災害に見舞われていませんが、災害はいつやってくるとも限りません。川辺町の指定している避難所の多くは地区公民館です。地区公民館へ避難するなら、自宅にいた方が安全という意見も見受けられ、この公民館が避難所として適しているか見直しが必要です。

①地区公民館が避難所として適しているかどうかの見直し議論はされているのでしょうか。

②今年3月頃に宗教団体の会長と話をしたところ、一時避難所として使ってもらうことを喜んで承諾して頂きました。その後、総務課長と防災担当と一緒に施設を見せて頂き、整った宿泊施設を見て「町としても願ったり、叶ったり」と町長に進言しておくこととなりました。その後の進捗状況について伺います。

以上、2点について、明確な回答を求めます。

A 町では町内各地の12箇所を「指定避難所」として設定しております。（学校4箇所、こども園3箇所、その他公共施設5箇所）また、それとは別に「指定緊急避難場所」として、30箇所を指定しており、そのほとん

どが自治会の公民館等施設です。まず、「指定避難所」は、災害により自宅生活できなくなった方が復旧まで滞在、生活する施設となります。主に地震等での家屋損壊や水害での家屋被害を想定しています。次に「指定緊急避難場所」は、災害時に、命を落とすような状況から身を守るために、緊急かつ一時的に逃げ込む先となり、開設運営も地元団体、自治会となります。

1点目について、災害の種類に応じて避難する場所は異なりますが、性質から考えれば適していると言えますので、見直しの議論はしていません。また、地域の公民館は台所やトイレなど生活設備が備わっていますので、住民の生活を支える拠点として役割を果たします。町としても、施設の機能強化のための財政支援などを行っております。

2点目について、こちらの協定は、内容について代表の方と協議しており、主な内容として、宿泊施設の利用、食事の提供、利用者情報の管理となりますが、想定としては大規模地震等により「指定避難所」の受け入れ人数を超える被災者が出た場合の依頼としております。締結の進捗状況は、5月以降協議を重ね、9月中旬に締結を実施する予定です。いずれにしても、町内の各事業所様との「災害時応援協定」等、一層の拡充を図るとともに連携を深めて参りたいと考えております。

A

1、2点目については、現時点で新たな動きはなく、不動産会社も現時点では決まっていな
いとのことでした。
3点目については、5万坪の概略施設配置図
は、作成はしていませんが、新たな不動産事業
者等が決定次第作成するとのことでした。
以上の状況ですが、地域未来投資促進法に基
づく企業の進出は、地域経済を牽引することを
主眼にしたもので、川辺町をはじめ周辺市町村
にも波及効果が大きいことから、国の基本方針
と県基本計画に従い、事業者の相談窓口として、
引き続きその役割を果たして参りたいと存しま
す。

Q

一般質問 8

井戸三兼
議員

福島地区への
企業進出について

参事

相談窓口としての役割
を果たしていきます。

前回の6月議会でも質問しましたが、その後
の経過について一向に話がありません。町民の
皆さんも大変関心があることですので、次の3
点についてお尋ねします。
①その後の進展はあったのでしょうか。あつた
ならば、どのようなことでしょうか。
②6月10日の説明会において、仲介不動産業者
が退き、他の業者が代替するとのことでした
が、この不動産業者になったのでしょうか。
③町としては、5万坪の大まかな施設配置図等
を頂いたのでしょうか。また、今後、どのよ
うに取り組んでいくつもりでしょうか。

Q

一般質問 9

桜井真茂
議員

福島地区5万坪企業誘致について

参事

町主体事業ではなく、法律に基づき事業の
窓口としての役割を果たしていきます。

A

1点目について、町主体では開
催しておりません。ただし、6月
10日に開催しました説明会につ
きましては、これまでの不動産業者
の関りが無くなったことから、町
で案内を発送し、進行を努めまし
た。これは、3月26日に開催した
説明会では、進出企業の社長が身
内のご不幸で欠席され、説明会の
終わりに社長同席による次回説明

福島地区内の約5万坪の農地を海
外の社長が務める企業に売却し、
全個体電池製造工場ができるとい
う事業について、4点質問をしま
す。
①中に入っていた不動産会社は
手を引き、6月頃の説明会は町
長・参事が同席しましたが、町
が主体となってこれを進めてい
るのでしょうか。
②川辺町には国・県に協力を求め
たりする体力はないと考えま
す。いかがでしょうか。
③地元国会議員に聞いても寝耳に
水のような話で、町長から相談
を受けたこともなく、国・県に
その計画が通過する確率が0・
1%もないと言われましたが、
どのようにお考えですか。
④その候補地は災害もなく、町に
は小学校の統廃合が予定されて
おります。その候補地で小学校
の統廃合をやるのなら、私は推
進の立場ですが、いかがでしょ
うか。

会の開催をお約束しておりました。
地権者にご迷惑をおかけすることは
できないと判断し、町で開催をさせ
ていただきました。
2点目について、この事業は、県
計画に基づくものであるため、県が
窓口の主体となるものです。現在、
地権者合意がまとまっていない段階
であるため、停止条件付売買契約等
により土地の確保が担保できること
を条件に、町として実施すべき「重
点促進区域」の設定と「土地利用調整
計画」の策定に取りかかります。同
時に、事業者は、「地域経済牽引事
業計画」の策定から様々な法規制等
に対応していく中で、県や周辺市町
村へと窓口が広がります。なお、県
の事業承認が得られた場合は、全庁
体制で取り組むこととします。
3点目について、「地域経済牽引
事業計画」を策定していない段階で
ですので、現状では判断できないもの
と考えております。今後、地権者合
意が得られた段階で、法に基づき手
続きを進めていく中でその答えは出
てくるものと考えます。
4点目について、現状は、企業進
出の事業用地として進めております
ので、一つのご提案として承ってお
きます。

お知らせ

次回 第4回定例会の予定



12月5日 定例会(初日)
総務委員会
6日 総務委員会
7日 総務委員会
8日 総務委員会
15日 定例会(最終日)
一般質問

※日程は都合により変更となることがあります。

CATV

議会を動画で見よう

一般質問の様子をCCネットで放映しています。放映予
定日は、定例会最終日以降の土曜日と日曜日です。具体的
な日程等は、ケーブルテレビの地域情報番組で案内されま
す。皆さん是非ご覧ください。

議会を傍聴しよう

議会及び総務委員会は傍聴ができますので、是非お越
しくください。

議会日誌 令和5年8月～10月

8月

- 1日 名濃バイパス建設規制
同盟会定期総会
- 12日 川辺おどり花火大会
- 17日 可茂町村議会議員
研修会
- 18日 岐阜県町村議会議長会
評議員会
国民健康保険運営協
議会
- 21日 川辺町議会議員選挙
告示
- 27日 川辺町議会議員選挙
- 28日 当選証書付与式
議員事務連絡会
議員打ち合わせ会
- 30日 介護保険事業計画
策定等委員会



9月

- 1日 議会行政連絡会議
初議会(臨時会)
- 2日 青少年育成のつどい
- 4日 議会行政連絡会議
- 5日 洞戸・川辺期成同盟会
総会
- 6日 議会運営委員会
- 11日 定例会(初日)
総務委員会
- 12日 総務委員会
- 14日
- 12日 敬老会
- 16日 グランド・ゴルフ川
辺ライオンズクラブ
会長杯・川辺グラン
ド・ゴルフ協会大会
- 21日 定例会(最終日)
- 26日 障がい福祉計画策定
委員会
- 27日 立志式
- 30日 全国市町村交流
レガッタ
- 10月1日

10月

- 4日 第1回学校給食運営
委員会
- 5日 議会報編集委員会①
- 10日 議会報編集委員会②
- 11日 岐阜県町村議会議長会
定期総会・正副議長研
修会
- 14日 全中新人競漕大会
- 15日
- 16日 新人議員勉強会
- 17日
- 17日 環境ポスターコンクール
二次審査会
- 18日 議会報編集委員会③
- 22日 川辺秋祭り
(KAWABE MOUNTAIN
FES FUMOTO)



編集後記

8月、暑いさなか川辺町議会選挙が開催されました。そして新たな議会議員が選出され議会の新体制も決まり、この度3名の議会報編集委員が「議会だより」を担うことになりました。私たちがいつも心がけていることは、見やすく、読みやすい議会報の構成です。議会は何を決め何を質問しているのか、そのことをどうやって、皆さんにお知らせしていくのか、議会報が皆さんに届いた時、どうしたら手に取って見ていただけるのか、色々なことを考え魅力のある議会報を発行したいと思っています。

皆さんのご意見、ご要望がありましたらどうかお知らせください。私たち一生懸命頑張っていますので宜しくお願い致します。

Y・S



議会だより・議会全般に対するご意見や感想がございましたら、FAX、メールにてお寄せください。

FAX : 0574-53-2374

メールアドレス : gikai@kawabe-gifu.jp